

福岡市公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）
エリア○●●区（○○・○○校区）における覚書（案）

福岡市（以下「甲」という。）、○○自治協議会及び△△自治協議会（以下「乙」という。）、□□株式会社を代表とする○○グループ（以下「丙」という。）は、エリア○●●区における公共交通不便地対策事業（オンデマンド交通）（以下「本事業」という。）を共働で実施するにあたり、次のとおり覚書を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙の役割を定め、三者共働で生活交通確保の取組みを行うことを目的とする。

（運行協議会）

第2条 甲、乙及び丙は、「エリア○●●区（○○・○○・○○校区）オンデマンド交通運行協議会」（以下「運行協議会」という。）を設置し、三者共働で本事業における運行計画の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。

（甲の役割）

第3条 甲は、本事業に関し、乙及び丙との協議など事業全体に関わる調整等を行うものとする。

- 2 甲は、乙及び丙と共働で、本事業における運行内容の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。
- 3 甲は、福岡市公共交通不便地対策補助金交付要綱及び、別途丙と締結する事業協定書に基づき、補助金を交付するものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、丙が運行するオンデマンド交通が積極的に利用されるよう、地域住民や関係者に対し、利用促進に関する活動を実施するとともに、運賃外収入（協賛金等）の確保に努めるものとする。

- 2 乙は、甲及び丙と共働で、本事業における運行内容の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。

（丙の役割）

第5条 丙は、道路運送法及び関係法令を遵守し、オンデマンド交通の運行を行う。

- 2 丙は、本事業により得られる情報のうち、利用状況の把握・分析等に必要となる情報を、甲及び乙に提供するものとする。

- 3 丙は、健全な運営を図るため、オンデマンド交通が積極的に利用されるよう、地域住民や関係者に対し、利用促進に関する活動を実施するとともに、運賃外収入（協賛金等）の確保に努めるものとする。
- 4 丙は、甲及び乙と共働で、本事業における運行内容の検討及び協議、利用促進の実施など、持続可能な生活交通の確保に向けた取組みを行うものとする。
- 5 丙は、運行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、丙の負担においてその賠償を行うものとする。

（オンデマンド交通の運行計画）

- 第6条 甲、乙及び丙は、運行協議会での協議により運行計画を策定するものとする。
- 2 丙は、運行計画に沿って、オンデマンド交通を運行するものとする。
 - 3 運行計画の変更を行う場合、運行協議会において協議するものとする。

（覚書の有効期間）

- 第7条 本覚書の有効期間は、本事業による運行の終了までとする。

（秘密保持）

- 第8条 甲、乙及び丙は、本覚書又は本事業に関連して知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持して責任を持って管理し、本覚書に係る義務の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - （1）開示の時に公知である情報
 - （2）開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - （3）開示の後に甲、乙又は丙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - （4）甲、乙及び丙が本覚書に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
 - （5）開示の後に正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - 3 甲、乙及び丙は、本覚書の有効期間の満了により効力を失った後も、第1項による秘密保持の義務を負う。

（個人情報の取扱い）

- 第9条 甲、乙及び丙は、本事業の実施により得た個人情報の取扱いについて、福岡市個人情報保護条例を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。
- 2 法人の情報については、前項の個人情報に準じて、適正に取り扱うものとする。

(その他)

第 10 条 本覚書を変更する必要がある場合、本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定める。

上記覚書締結の証として本覚書●通を作成し、甲、乙及び丙の記名押印の上、各々 1 通を保有する。

令和●年●月●日

(甲) 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

福岡市

福岡市長

高島 宗一郎

印

(乙) 福岡市●●区…

○○自治協議会

会長

○○ ○○

印

福岡市●●区…

△△自治協議会

会長

○○ ○○

印

(丙) ○○グループ

代表企業

福岡市●●区…

□□株式会社

代表取締役

○○ ○○

印